

令和 8 年度不正防止計画

国士舘大学（以下「本学」という。）における研究の不正を発生させる要因を把握し、研究費の適切な管理と不正（研究の不正行為及び研究費の不正使用）の防止に関する不正防止計画を定める。

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	具体的な防止計画
責任体制、役割、権限の周知不足	<ul style="list-style-type: none">・本学の規程において、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者等の役割、責任、権限を定め、ホームページにより学内外に公表するとともに、「公的研究費使用ハンドブック」に掲載し周知する。・ガイドラインの改訂等に合わせて、適宜規程等の見直しを図る。・監事は、内部監査結果、コンプライアンス教育の実施状況等を理事会で報告、審議し、不正防止に向けた意見交換を行って情報共有を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	具体的な防止計画
研究費の事務処理手続きに関するルール理解不足	<ul style="list-style-type: none">・関係規程をホームページにより学内外に周知、公表する。・使用ルール、使用方法については、「公的研究費使用ハンドブック」に掲載し、研究者及び事務職員に配付することにより、適正な運用の周知を徹底する。・使用ルールにおける問合せは、設置している相談窓口（学術研究支援課）において対応する。・ルールと実態の乖離が見られる場合は、適宜見直しを図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	具体的な防止計画
不正防止計画の周知不足	<ul style="list-style-type: none">・内部監査結果を分析し、不正を発生させる要因に対応する対策を不正防止計画に反映させる。・研究に関する不正行為の防止、不正使用の防止について、研究者及び事務職員に対し、ルールの理解を一層深めていくようコンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的な防止計画
<p>予算執行状況の確認不足 予算執行の形式化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務部門において、財務管理システムにより随時、予算の執行状況を確認し、研究計画に基づき適正な予算執行を促す。 ・ 出張者には、事前の出張申請書と事後の出張報告書の提出を課す。 ・ 旅費の精算は、出張終了後速やかに、支給の根拠となる書類等の提出を求める。 ・ 検収は備品管理担当者が行い、金額の多寡に関わらず行う。 ・ 人件費、謝金については、「公的研究費使用ハンドブック」による統一したルールに従い執行する。 ・ 外部研究費等、執行可能期間に定めのある予算については、その執行状況を定期的に把握し、研究者と予算担当部署との間で共有する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	具体的な防止計画
<p>研究費の使用に関する相談窓口および通報窓口の周知不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術研究支援課が相談窓口となり、研究費使用の相談に応じる体制を整える。 ・ 不正への取り組みに関する規程をホームページにより学内外に公表し、情報共有を図る。

6. モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的な防止計画
<p>監査の形式化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校法人国士館内部監査規程」に基づき内部監査を定期的に行い、実態の把握と牽制機能の維持に努める。 ・ 本学全体の視点から、学術研究支援課及び研究者等に対し、実効性のある内部監査及びモニタリングを行う。 ・ モニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて監査計画を随時見直し、効率化、適正化を図る。 ・ 不正が発生するリスクの高い要因に着目したリスクアプローチ監査を行う。 ・ 内部監査結果について、監事及び会計監査人と意見交換を行い、有効かつ多角的な監査を行う。 ・ 文部科学省のガイドラインに掲げる文部科学省が実施する調査（履行状況調査等）について協力する。